

## あおもり農商工連携助成事業助成金の助成対象経費について

補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものが対象となります。

(注) 100,000円を超える場合は2社以上から見積書を徴収してください。

### (1) 謝金

当該事業において、指導・助言等を受けるために招聘した専門家に対して謝礼として支払われる経費

(留意事項)

① 共同申請者を専門家として支出の対象にすることはできません。

② 金額が社会通念や行政機関の規程等に照らして、著しく高額な場合には、その全部又は一部を助成対象経費から除外する場合があります。

### (2) 旅費

上記(1)の講師、専門家等に対して、依頼した業務のために要する旅費として支払われる経費

### (3) 会議費

会議を開催する場合のお茶代として支払われる経費

(注) 食事代は助成対象外です。1人当たり500円以内としてください。

### (4) 会場借上料

会議等を開催する場合の会場借上料や、イベント出展料として支払われる経費

### (5) 会場整備費

会議等を開催する場合や試作品等を展示会等に出展する場合の清掃費、後片付け費として支払われる経費

### (6) 印刷製本費

資料、報告書等の印刷・製本費として支払われる経費

(注) 原則として、単価5,000円以内としてください。

### (7) 資料購入費

図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費

(注) 原則として、単価5,000円以内としてください。

### (8) 通信運搬費

郵便代、運送代等として支払われる経費

(注) 電話代、ファックス代は助成対象外です。切手を保有する場合は、受払簿、発送名簿を作成してください。

**(9) 集計・分析費**

ユーザーニーズ等を集計・分析するために支払われる経費

**(10) 調査・分析費**

ユーザーニーズ等を調査・分析する場合のデータ等を購入する費用及び調査員を雇う費用等として支払われる経費

**(11) 広告宣伝費**

PRのために行うポスター等の作成、新聞広告、TV放映及びラジオ等を活用する費用として支払われる経費

(留意事項)

- ① 契約書の作成又は請書の徴収を行うこと
- ② 共同申請者への発注は対象外

**(12) 翻訳料**

翻訳料として支払われる経費

**(13) 原稿料**

原稿料として支払われる経費

**(14) 職員旅費**

会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として補助事業者及び共同申請者に支払われる経費

(留意事項)

- ① 助成事業の遂行上、不可欠な目的のための、最小限の人員の出張で、かつ報告書等により出張の目的、成果が確認できるものに限る（必然性のない視察等は対象外）
- ② 事業と関係のない用向き、都合により延長された旅程に係る旅費は控除すること

(例) 本事業の用務としては「東京-青森」の往復旅費とすべきところ、前後に別件の用務があり、旅程が「福岡-東京-青森」となった場合でも、対象経費は復路「東京-青森」のみとすることがあります。

**(15) 受講料等**

- ① **受講料**  
講習会、研修等の受講料として支払われる経費
- ② **消耗品費**  
消耗品を購入するために支払われる経費

(注) 原則として、単価10,000円以内としてください。

③ 機器借上料

会議等を開催する場合や展示会等に出展する場合の機器・機材の借上料として支払われる経費

④ 借損料

機械装置、事務機器等のレンタル料、リース料として支払われる経費

(留意事項)

- ・ パソコン、プリンターなど汎用性のある事務機器は対象外
- ・ 契約書の作成又は請書の徴収を行うこと
- ・ 共同申請者への発注は対象外

⑤ 雑役務費

- ・ 当該事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費

(注) 従事したことがわかる「業務日報」を作成ください。

(16) 原材料費

原材料を購入するために支払われる経費

ただし、共同申請者との取引は対象外

(17) 機械装置・工具器具備品購入費

機械装置・工具器具備品等を購入するために支払われる経費

原則、本事業では製造加工等に関わる装置の購入は対象外です。

(注) 備品とは、耐久性のある物品で使用により直ちに消耗することなく、かつ、通常の状態においてその性質又は形状を失わず長期の使用に耐える物品をいいます。

(18) 外注加工費

試作品の製造等の加工作業を外部業者へ委託するために支払われる経費

(留意事項)

- ① 契約書の作成又は請書の徴収を行うこと
- ② 共同申請者への発注は対象外

(19) 委託費

上記(1)～(18)に該当しない経費で、当該事業遂行に必要な調査等を委託する際に支払われる経費

【担当】

本部事務局 企画経営室

TEL: 0172-52-4319 FAX:0172-52-4399

E-mail: matsuzo\_kato@aomori-itc.or.jp

〒036-0522 青森県黒石市田中82-9